

相続税増税！？《その 5》

今まで 4 回に渡って相続税法の改正についてご紹介してまいりました。
ひとまず、今回でこのシリーズは一旦終了します。

最後にご紹介するのは、「贈与に関する制度の見直し」です。
贈与税の課税制度には、「暦年課税」(通常はこちら)と「相続時精算課税」(特例で届出によって選択可)の 2 つがあり、贈与に関する改正はいくつかあるのですが、今回はその中でも相続時精算課税制度に焦点を当てることにします。

いつもの通り、相続時精算課税制度とはどんな制度なのか大雑把に言ってしまうと、生前贈与をした場合にかかる贈与税を減らす代わりに、相続の時には贈与された財産も含めて相続税をかける(相続税を増やす)よ、という制度です。

今回はこの特例を適用する要件が改正され、従来「贈与者(あげる人)が 65 歳以上で、受贈者(もらう人)が 20 歳以上の推定相続人(現状で相続が発生したら相続人になる人)」となっていたのですが、今年平成 27 年から贈与者の年齢が 60 歳 以上、受贈者の年齢が 20 歳以上の推定相続人 及び孫 になりました。

この特例を適用した場合、2500 万円までなら生前贈与しても贈与税がかかりません。(通常の贈与では年間 110 万円を超える財産を贈与した場合、贈与税がかかります。)これによって、相続を待たずに次の世代へ財産を移転させ、消費を拡大させることがこの制度の目的です。

しかし、冒頭でも書いた通り、贈与税は減りますが、相続の時には相続税が増えます。なんだそれじゃ意味がないよ、という声が聞こえてきそうですが、この制度を利用するとしたら、そもそも相続税がかかるほど多くの財産は持ってないけど、子供や孫がお金を必要としているので工面してあげたい、という状況で使うと、贈与税も相続税も納めずに済みます。

上記のような限られた状況でのみ、この制度は利用価値がありますが、注意点はまだあります。それは、相続時精算課税制度を選択すると、以後、暦年課税制度には戻れないという点です。

暦年課税制度では年間 110 万円までの贈与は贈与税がかかりません。また、贈与を行うことで相続時に課税対象となる財産が減りますので、相続税も減ることになります。

相続時精算課税の適用はこのメリットを捨てることになるので、慎重に選択しましょう。最後に、「相続時精算課税」と「暦年課税」のメリット・デメリットをおさらい。

相続時精算課税：一度に多額の贈与をしても贈与税が少額で済むが、相続税を減らせない。また、暦年課税制度には戻れない。

暦年課税：相続税を減らす対策が取れるが、一度に多額の贈与をすると贈与税も多額になる。

弊所では相続税・贈与税についてのご相談を随時承っております。どなた様もお気軽にご相談ください。(U)

「お金」について《その5》

世の中には自分自身の「お金」の事を第一に考えてはいけない、と言う職業領域が三つあるそうです。

- 一番目は、医療関係。
- 二番目は、宗教関係。
- 三番目は、法律関係。

どの職業も、自分の受け取るべき報酬のことなど考えず、自らの職務に忠実に行動したら生活できる。そう言う職業ですね。もともとが結構経済的には恵まれている方の多い職業とも言えるでしょう。と言うか、自ら歯止めを掛けておかないと様々な意味で際限が無くなる可能性のある職業かと思います。

たしかに、これらの領域で活躍し、結果としてお金持ちになっている方の中に「お金」を仕事の第一目標に働いている方は居られません。それどころか、現場で働いている時に「お金」のことなど眼中に入らないような方が殆どです。当然と言えば当然ですが。

多くの場合、経営者として成功を収められる方の多くは、ご本人以外に「お金」に関する知識を持ち、適正な経営判断の出来る周囲の力を上手に利用されています。安定して対象者へのサービス提供を続けるためには、自分の不得意な分野、例えば人事や経理などは、信頼できる家族や専門家また専門スタッフを利用されている「己を知る」方が多いのも特徴的です。経営に欠かせないのは「組織」を上手に活用する事、それが自然に出来るのは、自分の足りないところを補ってくれる周囲への「感謝と尊敬」でしょう。「教えて、育てて、信じて、任せる」を自然と出来る方が上手に組織を運営出来る方だと思います。

経営者周辺の人脈の中で、本来最も厚い信頼関係で結ばれているのが家族です。家族の協力や応援が有ると無いとは大違い、成功されている方ほど家族仲が良い場合が多い、というのは私の経験上断言できます。

「お金」のことを考えない人の方が、実は本当のお金持ちになれる。また、本当のお金持ちには家族仲の良い方が多い、という考えてみれば当たり前？の、お話でした。(F)

《藤戸総合事務所 Facebook》

ちょっと為になる税の話から、お金の話、事務所内外の様子、スタッフのひとりごとまで、様々な情報を発信しています。

事務所を身近に感じてもらい、実りあるコミュニケーションができれば良いと考えておりますので、是非チェックしてください。「いいね！」も宜しくお願いします。

○ FACEBOOK 藤戸総合事務所ページを見る方法

<方法その1>

インターネット上で検索する。

※1検索窓に「藤戸総合事務所 FACEBOOK」と入れ検索

※2検索結果の中から、「藤戸総合事務所 東京都港区ー法律 Facebook」の文字を探し、クリック

<方法その2>

携帯電話のQRコードリーダーを使い、右のQRコードを読み取る。

